

令和2年7月定例総会 (令和2年7月31日)

新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

令和2年7月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月31日(金) 午前9時30分～10時00分

2. 開催場所 北区役所 大会議室

3. 出席委員 (17人)

委員	1番	渡部圭子
農地部会長職務代理者	2番	山岸洋子
委員	3番	窪田昇平
委員	6番	坂井祐一
農政振興部会長	7番	武田武盛
委員	8番	小林 浩
委員	9番	此村和也
委員	10番	佐藤敏明
委員	11番	若林清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤圭一郎
委員	14番	倉島正春
農地部会長	15番	田村良雄
委員	16番	松田勝己
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤宗一
会長職務代理者	18番	本田敏明
会長	19番	首藤正男

4. 欠席委員 (2人)

委員	4番	伊藤 明
委員	5番	佐藤作栄

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	追加議案第29号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第27号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
第 4	議案第28号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
第 5	部会報告 農政振興部会報告
第 6	報告事項 農地所有適格法人の要件確認の報告について 農地法第5条転用届出に関する受理について 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に
ついて

6. 出席事務局職員

事務局 長
次 長
農地係 長

佐久間 清
島 貫 徹
浅 香 範 人

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和2年7月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の欠席は、4番 伊藤 明 委員、5番 佐藤 作栄 委員の2人から欠席の連絡がありましたが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">午前9時30分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和2年6月新潟市北区農業委員会 定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、14番 倉島 正春委員、16番 松田 勝己 委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、日程第2、追加議案第29号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3、議案第27号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてを、一括議題といたします。</p> <p>議案第29号、第27号については、7月28日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>まず、追加議案第29号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。</p> <p>申請は4件です。追加議案をご覧ください。</p> <p>番号1番</p>

所在地 北区长场 以下記載のとおり
譲受人 北区长场 以下記載のとおり
譲渡人 北区朝日町2丁目 以下記載のとおり
地目及び面積 田3筆 7,506平方メートル
契約内容 贈与
10アール当り対価 0円
通作距離 800メートル
譲受人の農業従事者数 1人
譲受人の経営面積 78.25アール
地域区分 農用地

譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、耕作が困難であるため、譲受人に贈与することで話がまとまったものです。

番号2番

所在地 北区浦ノ入 以下記載のとおり
譲受人 北区浦ノ入 以下記載のとおり
譲渡人 埼玉県新座市 以下記載のとおり
地目及び面積 畑2筆 2,379平方メートル
契約内容 贈与
10アール当り対価 0円
通作距離 300メートル
譲受人の農業従事者数 2人
譲受人の経営面積 189.85アール
地域区分 農用地

譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、遠方に住んでおり耕作ができないため、申請地の近くで耕作している譲受人に贈与する事で話がまとまったものです。

番号3番

所在地 北区鳥屋 以下記載のとおり
譲受人 北区早通 以下記載のとおり
譲渡人 北区早通北5丁目 以下記載のとおり
地目及び面積 畑1筆 571平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 267,950円
譲受人の農業従事者数 2人
譲受人の経営面積 297.12アール
地域区分 農用地区域外

申請地は以前、譲渡人が古い自動車を置いて、そこに農業資材を置いて耕作していましたが、今年の台風で自動車が壊れ、近隣の住民から苦情が来ていました。地元の阿部推進委員に相談し、協議していたところ、規模拡張を考えている譲受人が見つかり売買することで話がまとまったものです。

番号4番

所在地 北区下土地亀 以下記載のとおり
譲受人 北区下土地亀 以下記載のとおり
譲渡人 北区下土地亀 以下記載のとおり
地目及び面積 畑2筆 729平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 1,508,916円
譲受人の農業従事者数 4人
譲受人の経営面積 2,056.85アール
地域区分 農用地区域外

規模拡大を考えていた譲受人と資金を必要としていた譲渡人との間で売買することで話がまとまったものです。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。

続きまして議案第27号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について説明します。

議案書1ページをご覧ください。

番号1番

所在地 北区浦木 以下記載のとおり
転用者 北区上堀田 以下記載のとおり
所有者 北区浦木 以下記載のとおり
地目及び面積 畑3筆 499平方メートル
農地区分 第1種農地
契約内容 売買
転用内容及び土地利用面積
個人住宅建築敷地 499平方メートル

転用者は現在、上堀田の実家に両親と一緒に住んでいますが、手狭になりました。申請地は実家にも近く、売買で取得し、

<p>議 長</p>	<p>個人住宅を建築する事で話がまとまったものです。 申請地は第1種農地ですが、住宅等の居住者の生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるため許可できるものです。 なお一層のご審議をお願いします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。</p> <p>本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。 よって、議案第29号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第27号農地法第5条許可申請に関する処分決定については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第4 議案第28号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。 議案第28号については、7月22日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
<p>農政振興部会長</p>	<p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。 議案第28号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>本日の配布資料3ページの 令和2年 利用権促進事業 権利別実績表をご覧ください。</p> <p>① 所有権移転が、1件 2, 181平方メートルです。</p> <p>次に議案書2ページをご覧ください。 利用権設定の申請案件について、ご説明申し上げます。</p>

	<p>今回の農用地利用集積計画による案件の内容となっております。</p> <p>2ページの1件が新規分の契約内容となっております。</p> <p>農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。</p> <p>以上審査した結果、原案のとおり決定することといたしました。</p> <p>皆さまの一層のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第28号 新潟市農用地利用集積計画の決定については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第5、部会報告 農政振興部会報告を議題とします。</p> <p>7月22日に農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p>
農政振興部会長	<p>それでは、農政振興部会報告をいたします。</p> <p>本日配布資料2ページをお開きください。</p> <p>先程ご審議いただきました、議案第28号 新潟市農地利用集積計画の決定について、利用権設定1件を審議しました。</p> <p>そのほか、総会の報告事項として、事務局から農地所有適格法人の要件確認についての説明がありました。</p> <p>主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであ</p>

議 長	<p>り、その結果部会として承認されました。 皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p> <p>本案は、農政振興部会長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、日程第6 報告事項を議題とします。</p> <p>最初に、農地所有適格法人の要件確認の報告について、事務局の報告を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、報告事項 農地所有適格法人の要件確認の報告について、ご説明申し上げます。議案書の6 ページをご覧ください。</p> <p>一覧表をご覧のとおり、本農業委員会管内の農地所有適格法人は、昨年度の報告時より2 法人増加し、13 法人となりました。農地所有適格法人であるための要件は四つあります。一つ目は組織要件です。横軸5 番 法人形態で、農事組合法人や株式譲渡制限のある株式会社、旧有限会社法による特例有限会社等です。二つ目が事業要件です。横軸8 番 売上高で、売上の過半が農業及び農業関連事業であることが要件です。三つ目が構成員の要件です。横軸9 番 構成員数で、農業関係者を中心に構成され、農業関係者の議決権が過半を占める必要があります。四つ目が役員要件です。横軸10 番 業務執行役員数で、その法人の常時従業者たる構成員が役員の過半を占めること、この場合の常時従事は、原則年間150 日以上農業に従事することです。かつ、その過半を占める役員の一人以上が、その法人の農作業に原則年間60 日以上従事する必要があります。この四つの要件について、農地法第6 条及び同法施行規則第58 条第1 項の規定による報告書を受理し、要件を確認しましたの</p>

議 長	<p>でご報告申し上げます。 以上ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今の報告事項について、何か質問はありますでしょうか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>特になければ、事務局報告のとおりといたします。 次に、事務局から専決処分の報告を求めます。</p>
事務局	<p>専決処分のご報告をいたします。 お手元の専決処分書、7ページから11ページをご覧ください。</p> <p>最初に 農地法第5条転用届出に関する受理について、3件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、1件専決処分しました。</p> <p>次に、農地の転用事実に関する照会書について、6件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、13件専決処分しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>全日程が終了しました。 これにて、令和2年7月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>閉 会 午前10時00分</p>

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議 長 首 藤 正 男

委 員 倉 島 正 春

委 員 松 田 勝 己